附　則

（労働移動支援助成金に関する暫定措置）

第十五条の四の六　第百二条の五第七項の早期雇入れ支援コース奨励金の支給を受けた事業主（同項の職業安定局長が定める条件に該当する雇入れを行つたものに限る。）について、当該事業主が雇い入れた計画対象被保険者又は支援書対象被保険者が、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者（当該雇入れの日において、四十五歳以上の者に限る。）であつて、当該事業主の雇入れに係る事業所と異なる業種の事業所において計画対象被保険者又は支援書対象被保険者となつたものである場合においては、当分の間、同項に定める額に加え、当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者一人につき四十万を支給するものとする。

（法第六十二条第一項第三号に掲げる事業に関する暫定措置）

第十五条の四の七　法第六十二条第一項第三号に掲げる事業として、第百二条の四、第百三条及び第百九条に規定するもののほか、令和七年三月三十一日までの間、高年齢労働者処遇改善促進助成金を支給するものとする。

２　高年齢労働者処遇改善促進助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　その雇用する高年齢雇用継続基本給付金の支給を受ける者（以下この号において「対象被保険者」という。）について、その処遇の改善を図る事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること。

イ　都道府県労働局長に対して、その雇用する対象被保険者の処遇改善を図るために事業主が講ずる措置等に係る計画を提出し、認定を受けた事業主であること。

ロ　労働協約又は就業規則に定めるところにより、その雇用する対象被保険者について、賃金を増額する措置を講じた事業主であること。

ハ　ロの措置に係る者に対する賃金の支払の状況等を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　その雇用する対象被保険者（職業安定局長が定める者を除く。以下このニにおいて「算定対象労働者」という。）について、ロの措置に基づく最初の賃金支払日（以下このニにおいて「実施日」という。）の属する月又は当該措置を講じている期間（当該実施日から起算して二年間に限る。）において六箇月ごとにその日に応当し、かつ当該措置を講じている期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日）の属する月からそれぞれ六箇月間に算定対象労働者に支給した高年齢雇用継続基本給付金の総額（次号において「支給対象額」という。）が、当該実施日の属する月前六箇月間に算定対象労働者に支給した高年齢雇用継続基本給付金の総額（次号において「算定対象額」という。）の百分の五に相当する額を超えない事業主であること。

二　次のイ又はロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該イ又はロに定める額

イ　令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に前号ロの措置を講じた事業主　算定対象額と支給対象額との差額に三分の二（中小企業事業主にあつては五分の四）を乗じて得た額

ロ　令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に前号ロの措置を講じた事業主　算定対象額と支給対象額との差額に二分の一（中小企業事業主にあつては三分の二）を乗じて得た額

附　則

（労働移動支援助成金に関する暫定措置）

第十五条の四の六　第百二条の五第七項第一号の雇入れを行つた事業主に対する同項の規定の適用については、平成三十二年十二月三十一日までの間においては、同項中「四十万円」とあるのは、「八十万円」とする。

（新設）